

令和6年度第2回国民健康保険運営協議会 資料

高額療養資金及び出産資金貸付基金の見直しについて 国民健康保険税の改定について

令和6年12月11日
市民部保険課

高額療養資金及び出産資金貸付基金の見直しについて

(1) 理由

高額療養資金貸付基金は昭和52年3月に条例が制定され、出産資金貸付基金は平成16年3月に高額療養資金貸付基金の設置、管理および処分に関する条例の全部改正を行った際に追加されました。高額療養費又は出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に対し、支給を受けるまでの間に当該費用を支払うための資金貸付を行うことで、経済的負担の軽減を図ることを目的として、基金700万円を設置しています。

保険者は、被保険者がその費用を支払うために高額療養費の9割、又は出産育児一時金の8割相当の範囲内で当該基金から被保険者に貸付を行い、各給付を受けるときにその給付額から貸付額を返還してもらいます。

この制度ができた当初は、被保険者が高額な医療を受け、又は出産した時、まずは被保険者が医療機関に費用の全額を一旦支払い、その後、保険者は被保険者からの申請により高額療養費や出産育児一時金を支給しますが、支給までに数か月程度を要しました。そのため、市では基金を活用して、支払いが困難である方に無利子で資金を事前に貸し付ける事業を実施してきました。

その後、入院医療費は平成19年4月から、外来医療費は平成24年4月から、限度額適用認定証を提示することで、被保険者が医療機関に支払うのは自己負担限度額までとする制度に改正されてきました。同じく出産費用も、平成21年10月から直接支払制度が導入され、被保険者が医療機関に支払うのは分娩費用から出産育児一時金を差し引いた差額分のみとなりました。

このため、資金貸付の需要が少なくなり、平成30年度の貸付を最後に、令和元年度以降の貸付実績はありません。

(2) 概要

高額療養資金基金貸付制度及び出産資金貸付制度は存続しつつ、高額療養資金及び出産資金貸付基金を廃止する。

(3) その他

ア 貸付の実績

高額療養資金貸付			出産資金貸付		
年度	件数	貸付金額	年度	件数	貸付金額
H28	0	0	H28	0	0
H29	0	0	H29	0	0
H30	2	715,000 円	H30	1	336,000 円
R元以降	0	0	R元以降	0	0

イ 貸付制度の継続

限度額適用認定証による現物給付化や直接支払制度の導入により、資金貸付の需要は現在ありませんが、医療機関に費用の全額を一旦支払う場合もあります。そのため、令和7年度以降は貸付基金条例で規定する貸付金額等が担保されるように、毎年度別途予算計上することでこれまでと変わらない貸付制度を継続していきます。

ウ 都内26市の状況

	高額療養資金貸付	出産資金貸付
貸付基金なし	11市／26市	15市／26市
貸付制度なし	8市／26市	12市／26市

国民健康保険税の改定について

(1) 理由

国民健康保険事業は、年齢構成が高いため医療費水準が高く、所得水準が被用者保険等に比べて低いという構造的な問題により厳しい財政運営を強いられてきました。こうした問題を解決するため、平成 30 年度から開始した財政運営の都道府県単位化にあわせて 3,400 億円の追加公費を投入し、財政基盤の強化を図りました。しかし、新たに創設された事業費納付金制度は、被保険者の所得が東京都の平均を大きく上回る三鷹市にとって、都に納付する事業費納付金が他の自治体と比較して相対的に重い負担となっています。またあわせて、当市の保険税率等はセーフティネットとしての役割を堅持するために低い水準を維持してきていることから、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行って運営している状況が続いています。

この度、都から当市に提示された事業費納付金は、令和 6 年度と比較すると約 4 億円減の 61 億円余となる一方、都から当市に提示された標準保険料率は、当市の現行保険税率と比較して均等割額で約 2.5 万円、所得割税率で約 3 %と、大幅に上回る状況となっています。

このような状況の中、国では、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険料とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度の創設が予定されていることから、令和 8 年度からの国民健康保険加入者の負担増が想定されています。

その一方で、国や都は、市区町村に対し国保財政健全化計画を策定し、法定外繰入金を削減する取り組みを強く求めていると同時にあわせて、被用者保険等から国民健康保険に交付金を支出することで、国民健康保険財政を支援している状況でもあります。そのため、国民健康保険に加入していない市民の皆様にご負担いただくことは、市民負担の公平性の観点からのご理解を得ることは難しいものと考えます。

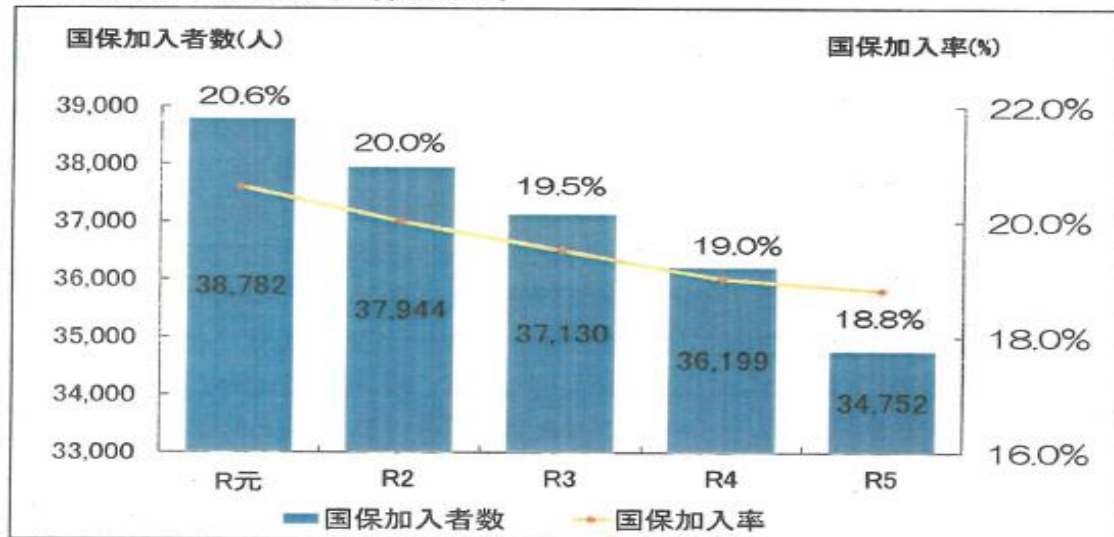
こうした厳しい国民健康保険財政のもと、持続可能な医療保険制度を安定的に維持しつつ、令和 8 年度から子ども・子育て支援金の負担増が想定されていることから、国民健康保険加入者の所得状況等に配慮した上で、急激な負担増とならないよう、低所得者対策として均等割の引上げを見送りますが、令和 6 年度に引き続き、保険税率等を改定するものです。

(2) 概要

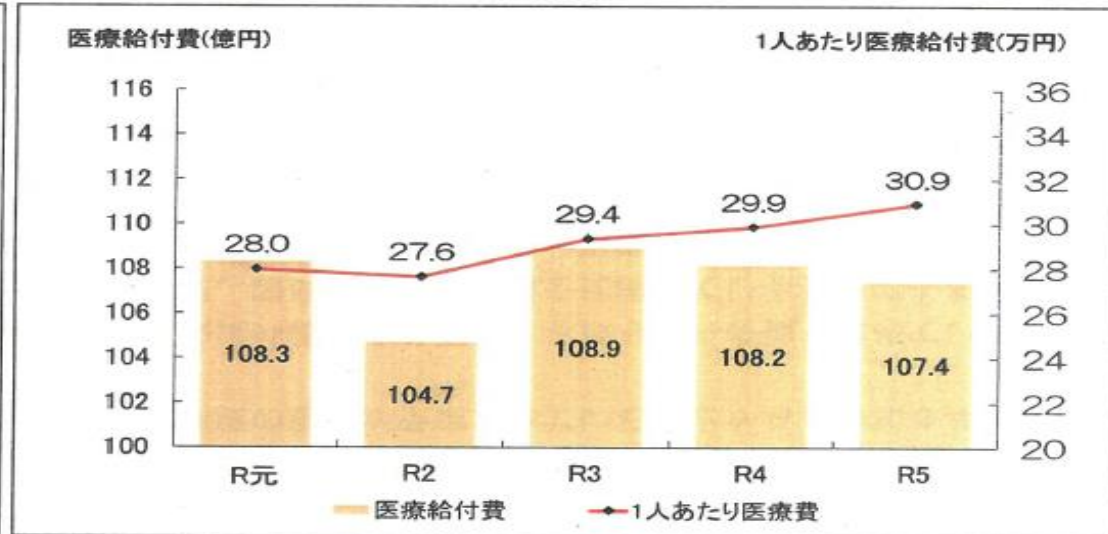
課税限度額総額は 109 万円（3 万円引き上げ）、所得割税率合計は 10.0%（0.5 ポイント引き上げ）とする。

国民健康保険加入者と医療費等の推移(1)

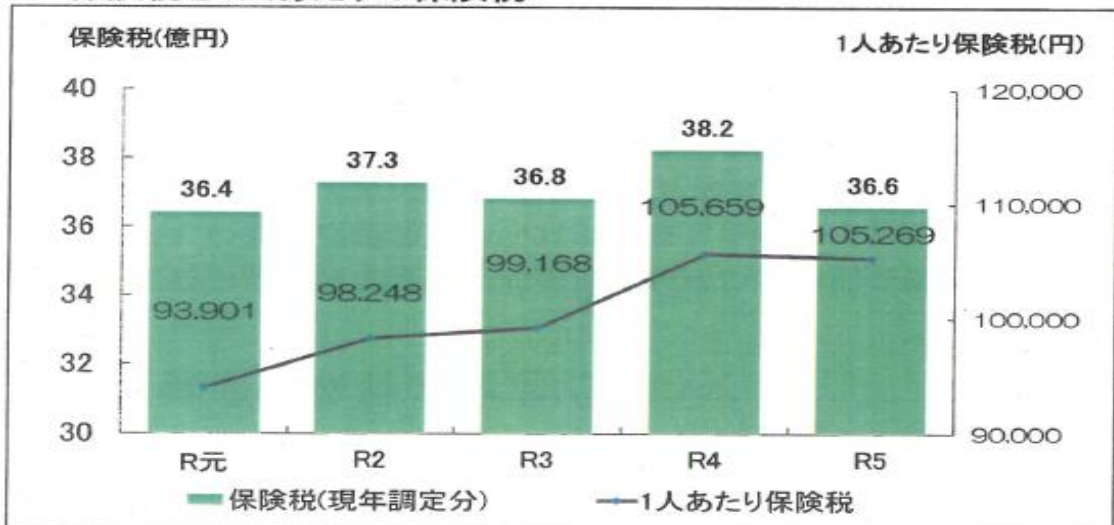
1 国保加入者数と国保加入率



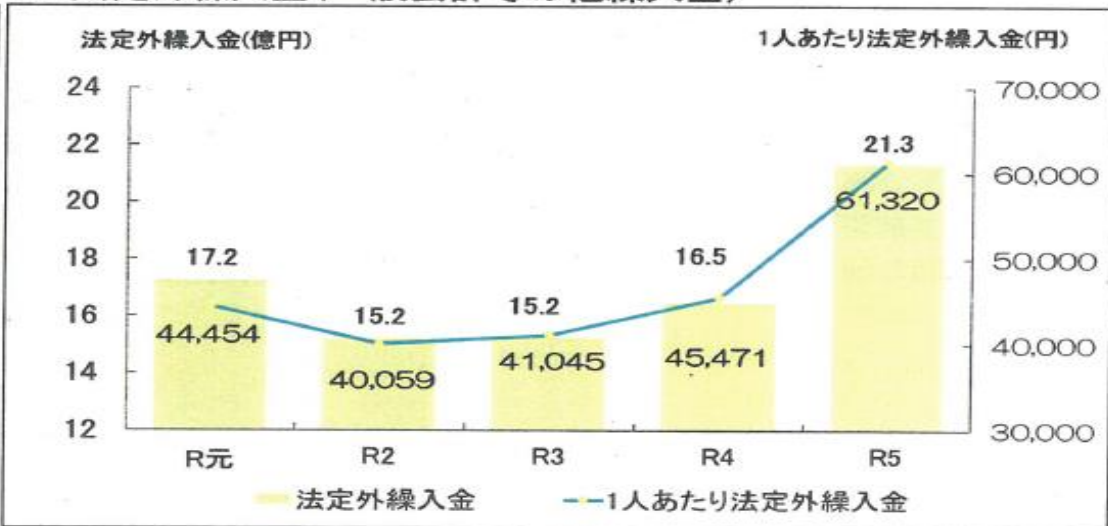
2 医療給付費と1人あたりの医療費



3 保険税と1人あたりの保険税



4 法定外繰入金(一般会計その他繰入金)



国民健康保険加入者と医療費等の推移(2)

5 国保加入者の年齢構成(4月1日時点)

	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳
R 4	8.5%	19.6%	28.2%	8.7%	35.0%
R 5	8.5%	20.2%	28.4%	9.1%	33.8%
R 6	8.6%	19.9%	28.9%	9.3%	33.3%

7 軽減世帯の構成(単位 世帯数)

	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	合計	賦課世帯
R 3 年度	7,997	2,725	2,299	13,021	30,348
R 4 年度	8,617	2,684	2,346	13,647	30,601
R 5 年度	8,662	2,561	2,298	13,521	29,939

9 産前産後の保険税軽減の構成(令和5年度実績)

	医療分	介護分	後期分
世帯数	2 9 世帯	5 世帯	2 9 世帯
人数	2 9 人	5 人	2 9 人

6 国保加入世帯の所得構成

	100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超
R 3 年度	48.9%	34.4%	9.7%	7.0%
R 4 年度	50.3%	32.6%	9.3%	7.8%
R 5 年度	50.9%	32.1%	9.5%	7.5%

8 未就学児均等割軽減の構成(令和5年度実績)

	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	軽減なし
世帯数	178世帯	115世帯	6 8 世帯	405世帯
人数	222人	140人	8 7 人	497人

10 国民健康保険実態調査報告(厚生労働省資料)

	農林水産業	自営業	被用者	その他	無職者
S40年度	42.1%	25.4%	19.5%	6.4%	6.6%
S60年度	13.5%	30.1%	28.7%	4.1%	23.7%
H17年度	4.4%	14.9%	24.0%	2.8%	53.8%
H30年度	2.3%	15.8%	32.3%	4.3%	45.4%
R元年度	2.9%	15.5%	31.4%	4.2%	46.0%
R 4 年度	2.7%	16.1%	31.4%	3.9%	45.8%

国民健康保険加入者と加入世帯所得内訳

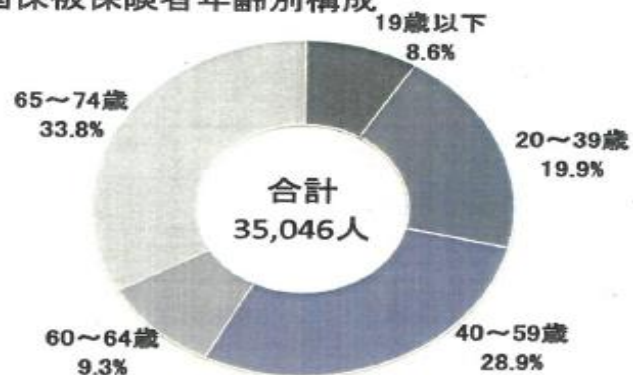
三鷹市人口	190,309
国保加入者	33,891
加入割合	17.8%
国保平均年齢	50.5歳

令和6年4月1日現在

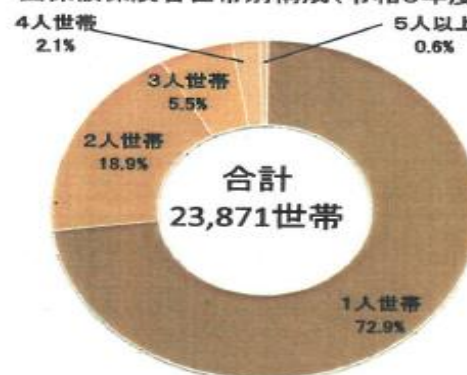
	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳	合計
被保険者数	2,927	6,756	9,787	3,138	11,283	33,891
構成割合	8.6%	19.9%	28.9%	9.3%	33.3%	100%

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上	合計
世帯数	17,394	4,520	1,324	491	142	23,871
構成割合	72.9%	18.9%	5.5%	2.1%	0.6%	100%

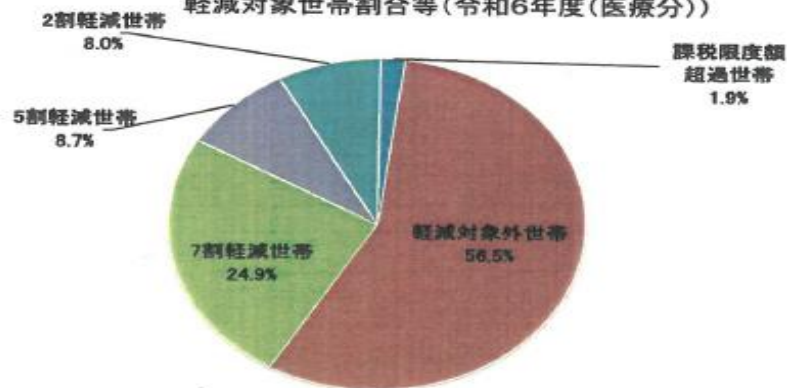
国保被保険者年齢別構成



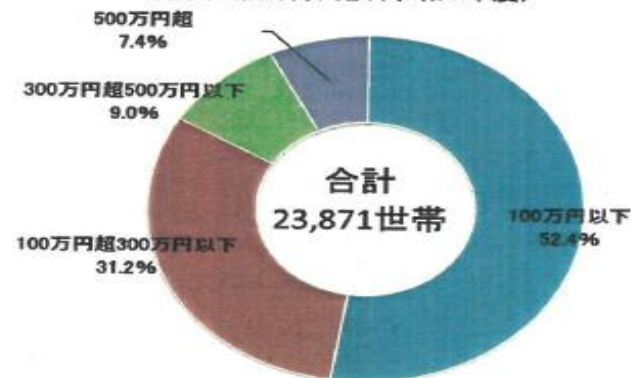
国保被保険者世帯別構成(令和6年度)



軽減対象世帯割合等(令和6年度(医療分))



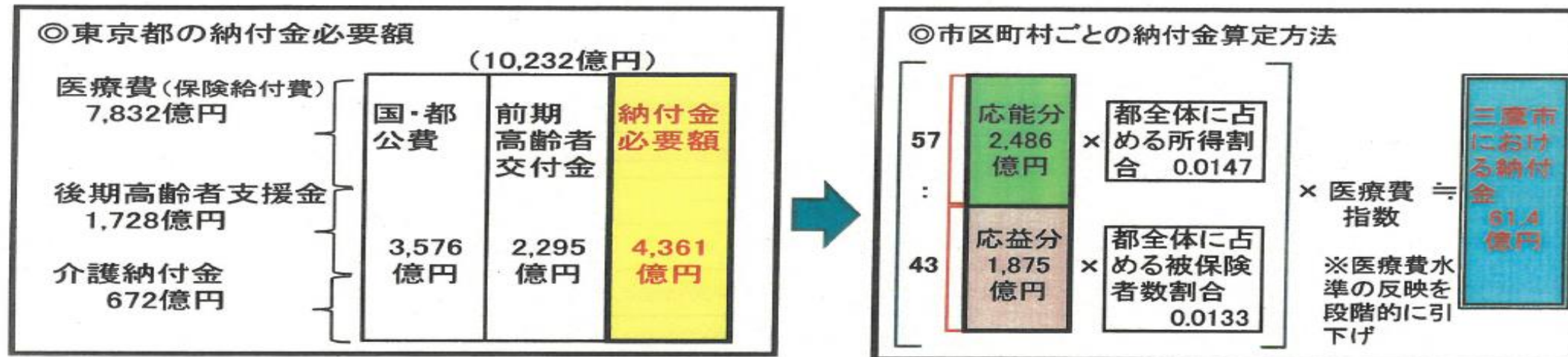
国保世帯所得内訳(令和6年度)



令和7年度の国保事業費納付金及び区市町村標準保険料率(仮算定)

1 納付金の算定方法

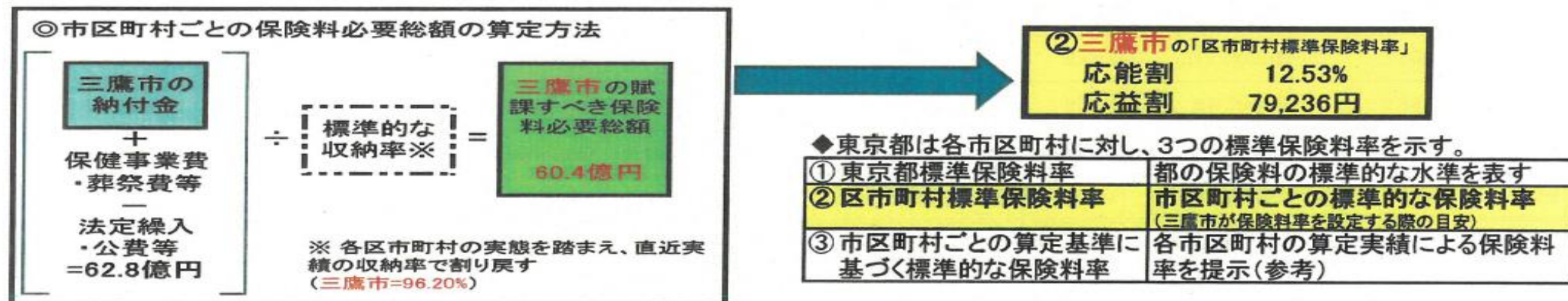
東京都全体の保険給付費(一般分)から公費等を除いた納付金必要額を基に、市区町村の医療費水準、所得水準を反映して各市区町村の納付金を算定する。



★12月末に国が提示する確定係数を基に東京都は1月上旬までに本算定を行い令和7年度の納付金額が確定する。

2 各市区町村標準の保険料率の算定方法

市区町村ごとの納付金に保健事業費、葬祭費等を加えた後、直近実績の収納率で割戻し保険料必要総額を算出して、市区町村ごとの所得指数を反映し、応能分・応益分に分けて標準保険料率を算定する。



◆東京都は各市区町村に対し、3つの標準保険料率を示す。

① 東京都標準保険料率	都の保険料の標準的な水準を表す
② 区市町村標準保険料率	市区町村ごとの標準的な保険料率 (三鷹市が保険料率を設定する際の目安)
③ 市区町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各市区町村の算定実績による保険料率を提示(参考)

★東京都から提示された三鷹市の「区市町村標準保険料率」を参考に最終的な保険税率を決定する。

【諮問案】モデル世帯における所得階層別の影響額

(所得割0.5%増、限度額3万円増)

	番号	世帯の 給与所得	給与収入 (目安)	所得階層の 概要	現行		諮問案		影響額	
					保険税	収入に占める 割合	保険税	収入に占める 割合	保険税	収入に占める 割合
① 40代・単身世帯	①	430,000円	980,000円	7割軽減の上限	16,200円	1.65%	16,200円	1.65%	円	0.00%
	②	720,000円	1,270,000円	5割軽減の上限	54,500円	4.29%	55,900円	4.40%	1,400円	0.11%
	③	965,000円	1,515,000円	2割軽減の上限	94,000円	6.20%	96,700円	6.38%	2,700円	0.18%
	④	2,020,000円	3,000,000円	—	205,100円	6.84%	213,000円	7.10%	7,900円	0.26%
	⑤	4,360,000円	6,000,000円	—	427,400円	7.12%	447,000円	7.45%	19,600円	0.33%
	⑥	約11,230,000円	13,180,000円	諮問案の限度額到達	1,060,000円	7.98%	1,090,000円	8.27%	30,000円	0.23%
② 40代・4人世帯 (未就学児2人)	①	430,000円	980,000円	7割軽減の上限	44,700円	4.56%	44,700円	4.56%	円	0.00%
	②	1,590,000円	2,380,000円	5割軽減の上限	184,700円	7.76%	190,400円	8.00%	5,700円	0.24%
	③	2,570,000円	3,760,000円	2割軽減の上限	322,500円	8.58%	333,100円	8.86%	10,600円	0.28%
	④	3,560,000円	5,000,000円	—	446,400円	8.93%	462,000円	9.24%	15,600円	0.31%
	⑤	5,200,000円	7,000,000円	—	602,200円	8.60%	626,100円	8.94%	23,900円	0.34%
	⑥	約10,200,000円	12,150,000円	諮問案の限度額到達	1,060,000円	8.65%	1,090,000円	8.97%	30,000円	0.25%
③ 40代・4人世帯 (小学生2人)	①	430,000円	980,000円	7割軽減の上限	56,900円	5.81%	56,900円	5.81%	円	0.00%
	②	1,590,000円	2,380,000円	5割軽減の上限	205,100円	8.62%	210,800円	8.86%	5,700円	0.24%
	③	2,570,000円	3,760,000円	2割軽減の上限	355,100円	9.44%	365,700円	9.73%	10,600円	0.28%
	④	3,560,000円	5,000,000円	—	487,200円	9.74%	502,800円	10.06%	15,600円	0.31%
	⑤	5,200,000円	7,000,000円	—	643,000円	9.19%	666,900円	9.53%	23,900円	0.34%
	⑥	約9,700,000円	11,650,000円	諮問案の限度額到達	1,060,000円	9.02%	1,090,000円	9.36%	30,000円	0.26%

【諮問案】モデル世帯における所得階層別の影響額

(所得割0.5%増、限度額3万円増)

	番号	世帯の所得	年金収入 (目安)	所得階層の概要	現行		諮問案		影響額	
					保険税	収入に占める割合	保険税	収入に占める割合	保険税	収入に占める割合
④ 70代・単身世帯 (年金収入のみ)	①	430,000円	1,530,000円	均等割のみ	12,200円	0.80%	12,200円	0.80%	円	0.00%
	②	580,000円	1,680,000円	7割軽減の上限	24,000円	1.43%	24,700円	1.47%	700円	0.04%
	③	870,000円	1,970,000円	5割軽減の上限	55,000円	2.79%	57,300円	2.91%	2,300円	0.12%
	④	1,115,000円	2,215,000円	2割軽減の上限	86,700円	3.91%	90,000円	4.06%	3,300円	0.15%
	⑤	1,900,000円	3,000,000円	—	156,800円	5.23%	164,200円	5.47%	7,400円	0.25%
	⑥	3,565,000円	5,000,000円	—	288,300円	5.77%	304,100円	6.08%	15,800円	0.32%
⑤ 70代・2人世帯 (年金収入のみ)	①	430,000円	1,530,000円	均等割のみ	24,400円	1.59%	24,400円	1.59%	円	0.00%
	②	580,000円	1,680,000円	7割軽減の上限	36,200円	2.15%	36,900円	2.20%	700円	0.04%
	③	1,160,000円	2,260,000円	5割軽減の上限	98,400円	4.35%	102,000円	4.51%	3,600円	0.16%
	④	1,650,000円	2,750,000円	2割軽減の上限	161,600円	5.88%	167,600円	6.09%	6,000円	0.22%
	⑤	1,900,000円	3,000,000円	—	197,600円	6.59%	205,000円	6.83%	7,400円	0.25%
	⑥	3,565,000円	5,000,000円	—	329,100円	6.58%	344,900円	6.90%	15,800円	0.32%

三鷹市国民健康保険税改定の推移

項目等		平成28年度		平成30年度		令和2年度		令和4年度		令和6年度		令和7年度(案)	
		税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減	税率等	増減
基礎課税分 (医療分)	所得割税率	4.7%	——	4.8%	0.1%	5.0%	0.2%	5.3%	0.3%	5.7%	0.4%	6.1%	0.4%
	均等割額	25,000円	600円	25,900円	900円	27,500円	1,600円	28,000円	500円	29,000円	1,000円	29,000円	——
	課税限度額	52万円	1万円	54万円	2万円	61万円	7万円	63万円	2万円	65万円	2万円	66万円	1万円
後期高齢者 支援金等 課税分 (支援分)	所得割税率	1.6%	0.4%	1.8%	0.2%	1.9%	0.1%	2.0%	0.1%	2.2%	0.2%	2.3%	0.1%
	均等割額	8,500円	600円	10,000円	1,500円	10,800円	800円	11,200円	400円	11,800円	600円	11,800円	——
	課税限度額	17万円	1万円	19万円	2万円	19万円	——	19万円	——	24万円	5万円	26万円	2万円
介護納付金 課税分 (介護分)	所得割税率	1.4%	——	1.4%	——	1.4%	——	1.5%	0.1%	1.6%	0.1%	1.6%	——
	均等割額	12,500円	——	12,500円	——	12,500円	——	13,000円	500円	13,400円	400円	13,400円	——
	課税限度額	16万円	2万円	16万円	——	16万円	——	17万円	1万円	17万円	——	17万円	——
合計	所得割税率	7.7%	0.4%	8.0%	0.3%	8.3%	0.3%	8.8%	0.5%	9.5%	0.7%	10.0%	0.5%
	均等割額	46,000円	1,200円	48,400円	2,400円	50,800円	2,400円	52,200円	1,400円	54,200円	2,000円	54,200円	——
	課税限度額	85万円	4万円	89万円	4万円	96万円	7万円	99万円	3万円	106万円	7万円	109万円	3万円
応能応益 割合	医療分	62. 8:37. 2		62. 7:37. 3		63. 8:36. 2		64. 2:35. 8		65. 7:34. 3		67. 0:33. 0	
	支援分	62. 7:37. 3		61. 8:38. 2		62. 2:37. 8		61. 8:38. 2		64. 2:35. 8		65. 5:34. 5	
	介護分	56. 9:43. 1		57. 1:42. 9		58. 0:42. 0		58. 0:42. 0		59. 2:40. 8		59. 1:40. 9	
調定額(現年度分)		3,847,587,600円		3,746,742,800円		3,727,927,000円		3,824,746,500円		3,936,822,000円		4,030,653,699円	
備 考		* 均等割軽減の5割軽減、2割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(33万円以下) 5割(33万円+26.5万円×人数) 2割(33万円+48万円×人数)		* 均等割軽減の5割軽減、2割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(33万円以下) 5割(33万円+27.5万円×人数) 2割(33万円+50万円×人数)		* 均等割軽減の5割軽減、2割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(33万円以下) 5割(33万円+28.5万円×人数) 2割(33万円+52万円×人数)		* 均等割軽減の基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下) 5割(43万円+28.5万円×(給与所得者数-1)以下) 2割(43万円+52万円×(給与所得者数-1)以下)		* 均等割軽減の5割軽減、2割軽減基準所得が引き上げられた。 適用区分(基準所得) 7割(43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下) 5割(43万円+29.5万円×(給与所得者数-1)以下) 2割(43万円+54.5万円×(給与所得者数-1)以下)			

平均改定率(予算編成時試算)

5.0%

5.0%

5.4%

5.1%

6.9%

3.8%

令和7年度 三鷹市国民健康保険税改定(案)

項 目		現 行	【改定案】 限度額3万円 所得割0.5/100改定			【参考】 三鷹市の標準保険料率 (令和7年度仮係数)		
		金額・率	金額・率	増減	改定率	金額・率	増減	改定率
医療分	限度額	65万円	66万円	1万円	1.5%	66万円	1万円	1.5%
	所得割	5.7/100	6.1/100	0.4/100	7.0%	7.31/100	1.61/100	28.2%
	均等割	29,000円	29,000円	0円	0.0%	44,746円	15,746円	54.3%
支援金分	限度額	24万円	26万円	2万円	8.3%	26万円	2万円	8.3%
	所得割	2.2/100	2.3/100	0.1/100	4.5%	2.82/100	0.62/100	28.2%
	均等割	11,800円	11,800円	0円	0.0%	16,988円	5,188円	44.0%
介護分	限度額	17万円	17万円	0万円	0.0%	17万円	0万円	0.0%
	所得割	1.6/100	1.6/100	0.0/100	0.0%	2.40/100	0.80/100	50.0%
	均等割	13,400円	13,400円	0円	0.0%	17,502円	4,102円	30.6%
介護2号 被保険者 (40～64歳) 合計	限度額	106万円	109万円	3万円	2.8%	109万円	3万円	2.8%
	所得割	9.5/100	10.0/100	0.5/100	5.3%	12.53/100	3.03/100	31.9%
	均等割	54,200円	54,200円	0円	0.0%	79,236円	25,036円	46.2%
上記以外の 被保険者 合計	限度額	89万円	92万円	3万円	3.4%	92万円	3万円	3.4%
	所得割	7.9/100	8.4/100	0.5/100	6.3%	10.13/100	2.23/100	28.2%
	均等割	40,800円	40,800円	0円	0.0%	61,734円	20,934円	51.3%
調定額(現年度分) ※		3,883,503千円	4,030,654千円	147,151千円	3.8%	5,069,750千円	1,186,247千円	30.5%
応益割合 (医療+支援)		34.7%	33.4%	-1.3%		39.7%		
収入見込額 ※		3,732,046千円	3,873,458千円	141,412千円	3.8%	4,872,030千円	1,139,984千円	30.5%

※調定額及び収入見込額は令和7年度の見込額を記載

令和6年度 国民健康保険税(料)率比較

←令和6年度改定あり

自治体名	基礎課税分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			合計					法定外繰入金 (令和5年度)			現年収納率 (令和5年度)		試算結果(モデルケース3パターン)					
	均等割 (円)	所得割 (%)	限度額 (万円)	均等割 (円)	所得割 (%)	限度額 (万円)	均等割 (円)	所得割 (%)	限度額 (万円)	均等割 (円)	均等割 (順位)	所得割 (%)	所得割 (順位)	限度額 (万円)	総額 (億円)	一人あたり (円)	順位	割合	順位	介護2号非該当 被保険者 (所得43万円以下)		介護2号被保険者 (所得270万円)		介護2号被保険者 夫婦子ども2人 (所得500万円)	
																				1人世帯	順位	2人世帯	順位	4人世帯	順位
八王子市	46,500	7.73	65	16,600	2.83	24	16,700	2.28	17	79,800	1	12.84	1	106	11.6	10,294	25	96.39%	7	18,800円	1	450,900円	1	872,400円	1
立川市	32,100	6.58	63	11,700	2.24	21	14,500	1.69	16	58,300	8	10.51	6	100	14.1	40,728	18	93.42%	22	13,100円	9	355,000円	6	684,400円	6
武蔵野市	31,000	5.62	65	11,300	1.95	22	13,600	1.65	17	55,900	12	9.22	23	104	14.9	56,077	6	94.78%	16	12,600円	12	320,900円	20	617,700円	21
三鷹市	29,000	5.70	65	11,800	2.20	24	13,400	1.60	17	54,200	15	9.50	16	106	21.3	61,320	2	96.20%	8	12,200円	15	323,900円	18	624,000円	18
青梅市	33,000	6.25	65	12,000	2.07	24	13,100	1.95	17	58,100	9	10.27	8	106	11.2	40,136	19	92.28%	26	13,500円	8	349,100円	9	675,400円	9
府中市	23,720	5.05	65	7,440	1.64	22	9,840	1.64	17	41,000	25	8.33	26	104	34.7	73,215	1	94.56%	20	9,300円	25	271,000円	26	524,900円	26
昭島市	27,500	5.60	65	11,500	2.25	22	14,500	1.70	17	53,500	18	9.55	15	104	8.2	37,347	22	94.77%	18	11,600円	20	323,600円	19	621,300円	19
調布市	29,000	5.52	65	10,300	1.98	22	12,000	1.75	17	51,300	23	9.25	22	104	24.6	58,035	5	93.96%	21	11,700円	18	312,500円	23	603,700円	23
町田市	38,900	6.61	65	12,900	2.22	24	15,000	2.00	17	66,800	3	10.83	5	106	29.8	37,404	21	96.02%	9	15,400円	3	379,300円	4	732,000円	4
福生市	29,700	5.39	65	13,200	2.25	24	14,000	1.79	17	56,900	11	9.43	18	106	6.4	47,137	13	92.43%	25	12,800円	11	327,700円	16	630,500円	16
羽村市	27,300	6.43	65	11,200	2.33	24	13,100	2.15	17	51,600	22	10.91	4	106	6.3	58,587	4	95.83%	10	11,400円	22	350,700円	8	678,600円	8
あきる野市	30,000	5.79	65	11,400	2.08	24	13,500	1.97	17	54,900	14	9.84	12	106	5.8	34,071	23	95.81%	11	12,400円	13	333,100円	12	642,200円	12
日野市	32,400	5.60	65	11,400	1.90	24	14,100	1.90	17	57,900	10	9.40	19	106	14.6	45,404	16	94.78%	16	13,100円	9	329,100円	15	632,900円	15
多摩市	29,300	5.81	65	12,000	1.89	24	12,200	1.68	17	53,500	18	9.38	20	106	14.1	48,882	11	95.76%	12	12,300円	14	319,800円	22	618,100円	20
稲城市	37,200	5.73	65	9,400	1.37	24	13,100	2.19	17	59,700	7	9.29	21	106	8.3	53,632	8	97.34%	3	13,900円	7	330,100円	14	637,000円	13
国立市	20,000	5.50	65	10,000	1.80	24	11,000	1.85	17	41,000	25	9.15	24	106	6.8	46,872	14	97.71%	1	9,000円	26	289,500円	25	560,000円	25
狛江市	27,900	5.65	65	11,300	1.97	24	13,600	1.84	17	52,800	20	9.46	17	106	8.2	52,628	10	97.55%	2	11,600円	20	320,200円	21	616,200円	22
小金井市	26,000	6.04	65	13,000	2.05	24	15,000	2.00	17	54,000	16	10.09	10	106	7.9	37,974	20	97.23%	4	11,700円	18	337,000円	11	647,000円	11
国分寺市	28,000	6.00	65	12,000	1.98	22	14,000	1.84	17	54,000	16	9.82	14	104	11.7	53,084	9	96.79%	6	12,000円	16	330,800円	13	636,600円	14
武蔵村山市	35,200	6.75	65	12,500	1.81	24	13,000	1.76	17	60,700	6	10.32	7	106	7.0	46,499	15	93.06%	23	14,200円	6	355,500円	5	688,300円	5
東大和市	37,200	7.42	65	12,300	2.50	24	14,100	2.45	17	63,600	4	12.37	2	106	1.3	7,828	26	96.85%	5	14,700円	4	407,900円	2	791,300円	2
東村山市	40,800	6.70	65	13,500	2.25	24	16,000	2.15	17	70,300	2	11.10	3	106	12.9	43,172	17	92.91%	24	16,200円	2	392,400円	3	756,300円	3
清瀬市	28,000	5.92	65	10,000	2.01	24	13,000	1.90	17	51,000	24	9.83	13	106	8.5	58,594	3	95.65%	13	11,400円	22	325,000円	17	627,100円	17
東久留米市	35,900	5.81	65	13,200	2.18	24	14,400	1.94	17	63,500	5	9.93	11	106	6.3	27,520	24	94.90%	15	14,600円	5	352,200円	7	678,900円	7
西東京市	31,600	5.41	65	6,500	1.68	22	14,300	1.64	17	52,400	21	8.73	25	104	21.0	54,692	7	94.71%	19	11,300円	24	302,900円	24	579,800円	24
小平市	27,000	6.01	65	12,900	2.29	22	15,900	1.85	17	55,800	13	10.15	9	104	17.2	48,367	12	95.21%	14	11,900円	17	341,800円	10	655,100円	10
26市平均	31,316	6.02	64.9	11,590	2.07	23.3	13,728	1.89	17.0	56,635		9.98		105.2		45,365		95.27%		12,796円		339,688円		655,065円	
特別区(世田谷区)	49,100	8.69	65	16,500	2.80	24	16,500	2.36	17	82,100		13.85		106		26,121		90.70%		19,600円		478,400円		928,200円	

(参考)

三鷹市標準保険料率	50,942	8.45	65	16,902	2.88	24	16,791	2.31	17	84,635	13.64	106	20,200円	478,700円	928,200円
-----------	--------	------	----	--------	------	----	--------	------	----	--------	-------	-----	---------	----------	----------

各保険者の比較

	市町村国保	三鷹市	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和2年3月末)	1,716		1	1,388	85	47
加入者数 (令和2年3月末)	2,660万人 (1,733万世帯)	39,085人 (26,721世帯)	4,044万人 被保険者2,479万人 被扶養者1,565万人	2,884万人 被保険者1,635万人 被扶養者1,249万人	854万人 被保険者456万人 被扶養者398万人	1,803万人
加入者平均年齢 (令和元年度)	53.6歳	49.5歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
加入者1人当たり 医療費 (令和元年度)	37.9万円	32.6万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者1人当たり 平均所得(※1) (令和元年度)	88万円 1世帯当たり 137万円	140万円 1世帯当たり 200万円	159万円 1世帯当たり(※2) 260万円	227万円 1世帯当たり(※2) 400万円	248万円 1世帯当たり(※2) 462万円	86万円
加入者1人当たり 平均保険料 (令和元年度)(※3) 〈事業主負担込〉	8.9万円 1世帯当たり 13.8万円	8.6万円 1世帯当たり 12.7万円	11.9万円<23.8万円> 被保険者1人当たり 19.5万円<38.9万円>	13.2万円<28.9万円> 被保険者1人当たり 23.2万円<50.8万円>	14.4万円<28.8万円> 被保険者1人当たり 26.8万円<53.6万円>	7.2万円
公費負担	給付費等の50% +保険料の軽減等		給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等へ の補助	なし	給付費等の約50% +保険料の軽減等
公費負担額(※4) (令和4年度予算ベース)	4兆3,734億円 (国3兆1,741億円)		1兆2,357億円 (全額国費)	720億円 (全額国費)		8兆3,656億円 (国5兆3,308億円)

(※1) 市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したものである。

市町村国保は、「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」の、それぞれ前年の所得を使用している。

協会けんぽ、組合健保、共済組合は、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※2) 被保険者1人当たりの金額を表す。

(※3) 加入者1人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※4) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

様式第1 (その2)

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和11年度までの12カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	27	三鷹市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	28年度				赤字の原因			
	法定外繰入金 ※1	1,529,860千円				①赤字の原因 ●歳入:保険料必要総額に対して賦課率が低いことが主要因となっている。当該年度に保険税改定を行ったが、被保険者の減少により収納額は微増にとどまった。 ●歳出:被保険者数の減少により保険給付費の総額は減少したが、一人あたりの保険給付費は増加した。 ②黒字分:0千円 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):1,529,860千円			
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	1,529,860千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	①決算推計ベースの令和4年度の赤字額:1,470,555千円 ②解消の目標年次:令和19年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険税率の改定、収納率の向上対策の取組、医療費適正化の取組を実施する。 令和6年度は保険税改定を行うとともに、収納率の向上に努めつつ、赤字の発生原因に関する要因分析等を行い、赤字削減に向けて必要な対策を整理する。 また、社会情勢を踏まえ、三鷹市国民健康保険運営協議会の意見を求めながら、数値目標の修正を行う。				・保険税率の改定(2024年度に平均6.9%の改定、以降も原則隔年実施する方向で検討) ・収納対策の取組により、保険税改定後も令和4度収納率の実績を堅持する。 ・医療費適正化の取組による保険給付費の削減を図る。				
	年度別の赤字削減予定額 (率) ※3	計画年次	第7年次	第8年次	第9年次	第10年次	第11年次	第12年次	合計
		年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	281,794 千円	29,833 千円	312,951 千円	0 千円	286,973 千円	0 千円	1,115,560 千円
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
合計 赤字削減予定額(率)	281,794 千円	29,833 千円	312,951 千円	0 千円	286,973 千円	0 千円	1,115,560 千円		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。
※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和6年3月4日

東京都知事殿

保険者名 三鷹市

代表者職氏名 三鷹市長 河村 孝

印

様式第1 (その1)

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和11年度までの12ヵ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	27	三鷹市

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)		28年度			赤字の原因		
	法定外繰入金 ※1		1,529,860千円			①赤字の原因 ●歳入:保険料必要総額に対して賦課率が低いことが主要因となっている。当該年度に保険税改定を行ったが、被保険者の減少により収納額は微増にとどまった。 ●歳出:被保険者数の減少により保険給付費の総額は減少したが、一人あたりの保険給付費は増加した。 ②黒字分:0千円 ③黒字分を差し引いた後の赤字額(合計):1,529,860千円		
	繰上充用金の新規増加分 ※2		0千円					
	赤字額(合計)		1,529,860千円					
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容			
	①決算推計ベースの令和4年度の赤字額:1,470,555千円 ②解消の目標年次:令和19年度 ③赤字削減・解消手段の主要事項 保険税率の改定、収納率の向上対策の取組、医療費適正化の取組を実施する。 令和6年度は保険税改定を行うとともに、収納率の向上に努めつつ、赤字の発生原因に関する要因分析等を行い、赤字削減に向けて必要な対策を整理する。 また、社会情勢を踏まえ、三鷹市国民健康保険運営協議会の意見を求めながら、数値目標の修正を行う。				・保険税率の改定(2024年度に平均6.9%の改定、以降も原則隔年実施する方向で検討) ・収納対策の取組により、保険税改定後も令和4年度収納率の実績を堅持する。 ・医療費適正化の取組による保険給付費の削減を図る。			
年度別の赤字削減予定額 (率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年 度	30年度	元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	
	法定外繰入の削減予定額(率)	208,179 千円	-58,985 千円	190,254 千円	-8,583 千円	-126,856 千円	0 千円	204,009 千円
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	合計 赤字削減予定額(率)	208,179 千円	-58,985 千円	190,254 千円	-8,583 千円	-126,856 千円	0 千円	204,009 千円

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和6年3月4日

東京都知事殿

保険者名 三鷹市

代表者職氏名 三鷹市長 河村 孝

印

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①／②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）について」を参照。
*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦2人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかわるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。
*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）